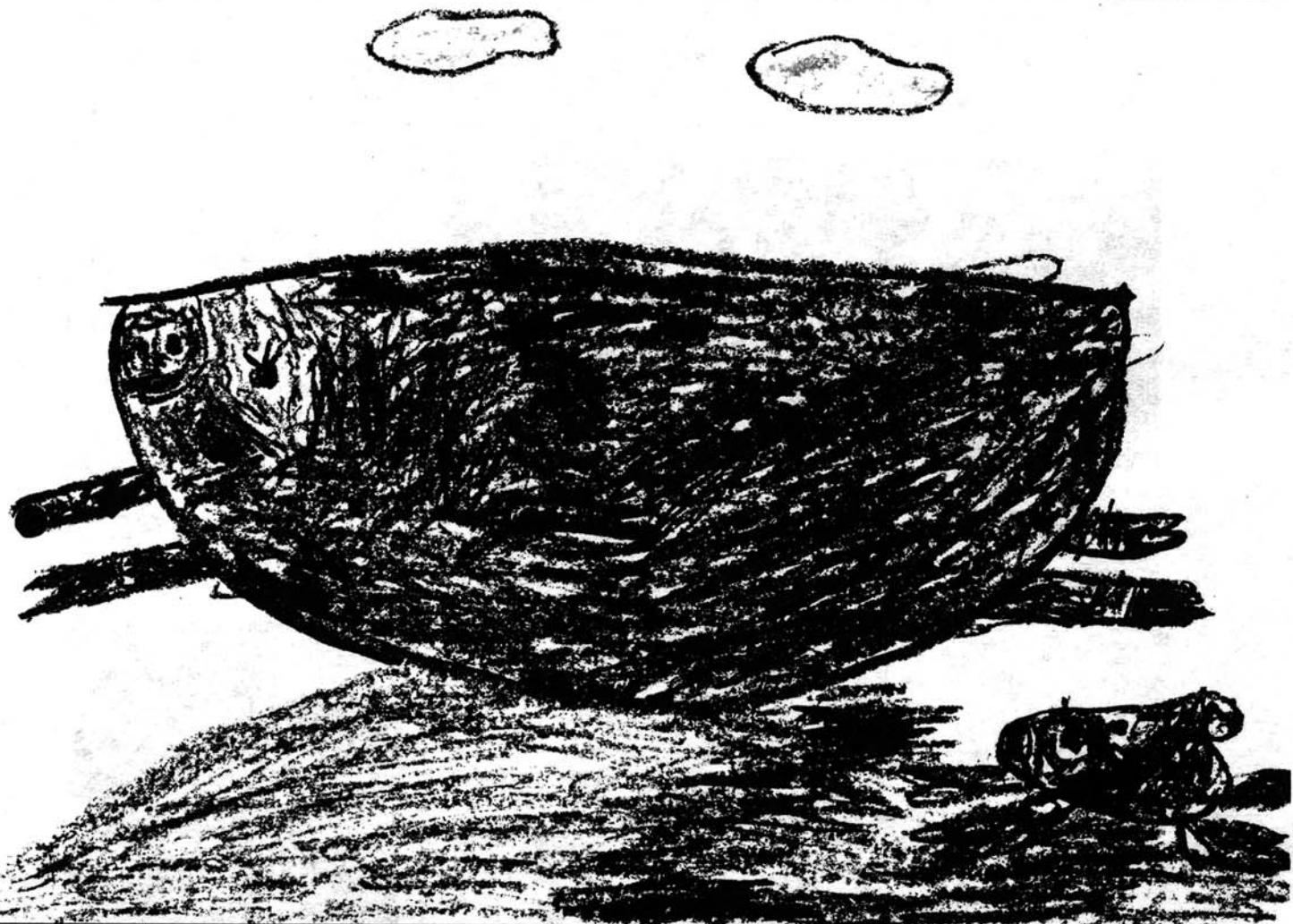


おとに

あけまして あめでとうございます



No. 165

'83 1/1

広報おとに 昭和58年1月1日発行

おとしよりの医療は老人保健で

2月1日から
70歳(寝たきりの方は65歳)以上の方はみんな

昭和58年2月1日

から、70歳「寝たきりの方は65歳」以上の方は、すべてのおとしよりは、新しく生まれた老人保健法により、老人保健でお医者さんにおかかることになります。

老人保健制度

老人保健は2つの事業を行います。1つは70歳(寝たきりの状態の方は65歳)以上のおとしよりを対象に行なう医療であり、もう一つは40歳以上の方を対象に行なう保健事業です。

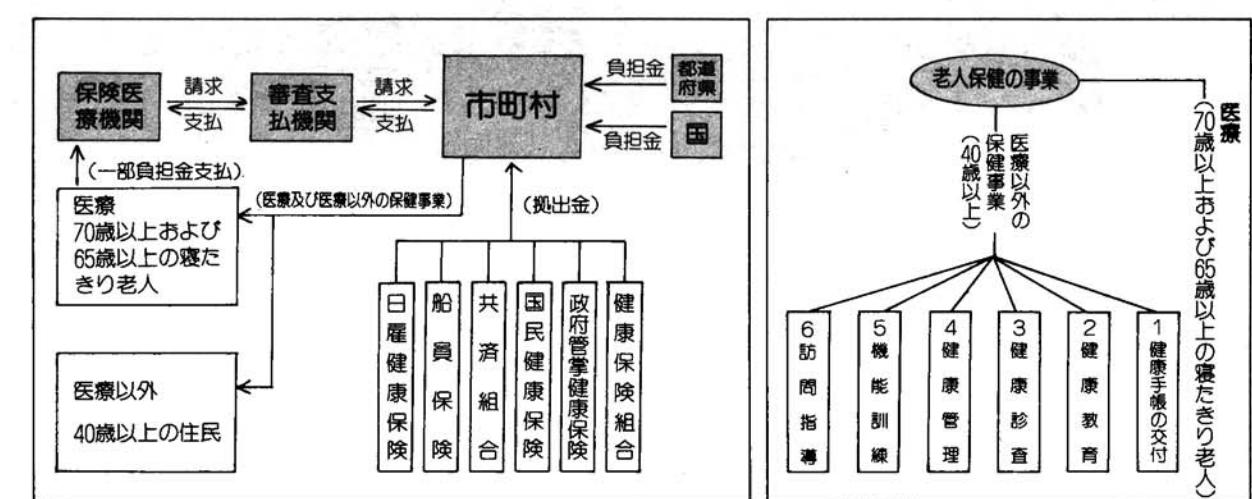
《保健事業》

老人の病気は慢性的なものが多く、いつまでも健康を保つためには壮年時代からの健康管理が大切です。このため40歳以上の方を対象に市町村が中心になり、予防からリハビリテーションまで、一貫したきめ細かい健康管理を行ないます。

老人保健は、市町村が実施主体になって、下のような機関で運営されます。



“人による 曲り大根 言訳し” 江口平治（諏訪井）



謹 賀



新春を迎えて

小国町長 牧野功平

明けましておめでとうございます。

新春を迎え、日頃町づくりのためあたたかいご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げますとともに、町民皆様のご健勝とご繁栄を心からお祈り申し上げます。

年頭にあたり、慌ただしく去った一年を顧みますとき、国際的緊張が高まる中での新たな防衛のあり方や諸外国との貿易不均衡による経済摩擦等外交多難の年でありました。内政においても、物価の安定は保ちながらも長びく経済不況の影響から2年続きの税収不足が見込まれ、国の財政が危機的な状況の中に新しい内閣が発足いたしました。まさに激動する80年代を象徴する年であったように思います。国内外ともに厳しい年ではありましたが、待望の上越新幹線が開通し、国道の無い町から国道の交差する町へ、また、皆様のご理解による新庁舎の竣工、さらには延命寺ヶ原森林公園がにいがた景勝100選に上位で選定されましたことは、誠にご同慶にたえないところでございます。

しかしながら迎えた新しい年をとりまく環境を思うとき、まことに身の引き締まる思いがいたします。

財政再建を最大の課題とする新年度国の予算は、経済成長の見通しから景気の回復に期待ができず、さらに財源不足の状態が続くと

して、前年比実質マイナスの予算が編成されています。

国の財政が破産的な状態にあるなかで、公共事業の圧縮、補助事業の見直し等、地方財政に波及することは必至であり私たちの生活環境整備や行政サービスにかつてない厳しさが感じられます。

地方交付税をはじめ、主たる財源を国・県に求めている当町にとっては、さらに厳しい対応を迫られています。

生涯を雪に苦しめられてきた私たちにとって、町づくりの課題は先づ雪対策からとして進めて参りました防雪5ヵ年計画も、1万3,000mを完了、本年から新5ヵ年計画を策定し、公共事業等国県諸制度の導入を図りながら、生活環境の整備、充実を進めて参りたいと考えております。

高齢化社会を迎える充実した福祉社会が要求されるとき、多様化し複雑さを加えつつある行政需要の選択をあやまらないよう、行政全般を精査し、節減を図りながら限られた財源を最大限に活用するよう一層の努力をいたして参りたいと存じております。

町民各位の変わざるご指導ご鞭撻をお願い申し上げるとともに、皆様の限りないご多幸とご活躍を心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

新 年



新年のごあいさつ

小国町議会議長 中村 保

明けましておめでとうございます。
昭和58年の年頭にあたり、町民各位のご健勝とご多幸を祈念し謹んで新春のお慶びを申し上げます。

顧みますと昨年は、国の内外をとわず政情、経済情勢等ともに厳しく、内政面にあっては、景気、物価対策、防衛、教育問題、行政改革と財政再建等その進め方をめぐって論議の高まった一年であったように思われます。

このような内外の諸情勢の中にあって、幸い我が小国町にあっては、町当局の献身的なご努力と、町民各位の深いご理解とご協力をいただき念願の国道2路線の昇格実現と役場庁舎の竣工、森林公園のにいがた景勝100選の入選決定を始め、公共事業、町単事業などによる住みよい環境づくりが順調に進捗されましたことに心から敬意とおよろこびを申し上げます。また、米作農家にとりましては、減反政策の強化、生産資材の高騰、米価をめぐる厳しい環境の中で、営農へのご精進と好天に恵まれ、幸い病虫害や18号台風の影響もなく2年続きの稻作の不振を挽回いたし、「うまい米」産地の面目躍如たる収穫の出来ましたことは誠にご同慶に堪えません。

さて、本年は財政再建、行政改革を至上命令として国の予算編成も行われ、新規事業を始め当然予想される事業確保等極めて困難が

予想されます。然しながら地方の時代といわれる今日、多難な町政にひるむことなく新しい時代への価値観の変化、多様化等に機敏に対応しながら、当町の種々の悪条件を克服して、地域に即した特色ある定住条件を整備いたし活力ある町づくりのために町村財政の確立強化、地方交付税、地方債の所要額の確保等地方財政に支障を来たさないよう国県に対し強く要望いたしますと共に、町行財政運営も一層の効率的運用と改善を図り、巾広い町民の要望に応えるべく事業の選択に、町当局と相携え極力意を注いで取り組んで参る所存であります。

やがて新年度の事業計画、予算の審議も始まります。学校統合や農村環境センター建設など、何れも町にとりまして極めて重要な懸案事項であり、目下審議中でございます。明るい町づくりの基礎は全町民が英知を結集して語り合うところから生まれると信じます。

賢明な町民の皆様方の変わらぬご支援とご協力を切におねがい申し上げますとともに、町民各位の限りないご繁栄を心からお祈りいたしまして年頭のごあいさつといたします。



すべての おとしよりが

昭和58年2月1日から老人保健法が施行され、70歳以上（寝たきりの状態の方は65歳以上）のおとしよりはすべて老人保健でお医者さんにかかることがあります。

現在どのような医療保険に加入しているとも、医療保険に加入している方は、みんな70歳（寝たきりの方は65歳）を過ぎると、医療については今までの医療保険から切り離され老人保健でお医者さんにかかることがあります。

ただし、今まで加入していた医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格はそのまま残り、医療以外の給付、たとえば国民健康保険の場合は葬祭費、健康保険の場合は埋葬料や傷病手当金などはもとの医療保険から支給されます。

診療のうけ方

診療を受ける場合は必ず「健康手帳」と「健康保険証」を病院・診療所の窓口に提示して診療を受けなければなりません。

これは「健康手帳」によって受診資格を、また「保険証」によってどの医療保険の加入者であるかを明らかにするためです。



「健康手帳」 交付1月中～下旬

さきほどから「健康手帳」ということばがでてきますが、70歳以上（寝たきりの方は65歳）の方に「健康手帳」と医療の「受給者証」を交付いたします。また、40歳以上の方々のうち健康管理上必要と認められる方には「健康手帳」を交付いたします。

なお、70歳以上（寝たきりの方は65歳）の方々の健康手帳及び医療受給者証は1月中旬～下旬に交付する予定であり、後日ご通知いたします。

今までとどう違うか

お医者さんにかかる場合、今までと違うところは次のようない点です。

①一部負担金を支払う

今まででは老人医療費支給制度により70歳（寝たきり状態の方は65歳）以上のあとしよりの医療費は無料でしたが、これからは医療費の一部を自己負担することになります。

*外来受診の場合

外来で診療を受けるときは、毎月1つの医療機関（病院・診療所）に400円の一部負担金をその月の最初の診療の日に支払います。

*入院の場合

入院の場合は1日300円の一部負担金を2カ月間支払います。（ただし、健康保険や共済組合の被保険者本人が入院した場合は50日間です。）

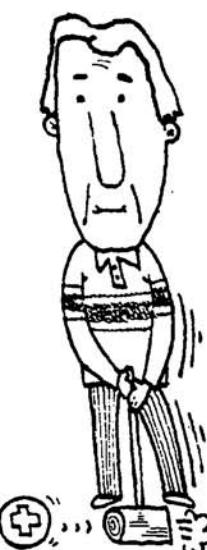
②健康手帳と保険証を提出する

今まで70歳以上のあとしよりの場合は「老人医療費受給者証」と「健康保険証」を病院・診療所の窓口へ提出して診療を受けました。

これからは、町が交付する「健康手帳」と「健康保険証」を提出して診療を受けます。

③所得は問いません

今までの老人医療費支給制度は、あとしよりやその家族の所得が一定額以上であるときは対象とされませんでしたが、新しい老人保険制度では所得に関係なくすべてのおとしよりが対象となります。



大根きざむ 祖母の包丁 音たしか
品川剛 (森光)

夫発ちて 積る大根に 氷雨降る



片桐金四郎 (小栗山)

昭和58年 町功労表彰者まる!

●功労表彰

(敬称略)

=自治振興=

品川剛 (森光) …町の重要な役職を永年にわたり歴任。

●感謝状の贈呈

(敬称略)

高橋国平 (武石) …マッサージ師として永年にわたり健康増進に貢献。

●善行表彰

(敬称略)

=善行=

笠崎實 (諏訪井) …酪農にかける素朴な熱意が町民の模範となる。

税のひろば

パート収入と税金

主婦の中には「子供も学校に入ったし、そろそろ働くかしら」というようなことから、パートで働く方が多いようです。

このような方たちの気になるところは、パート収入と税金の関係だと思いますが、税金がかかるか、配偶者控除が受けられるかの区分は次の表のとおりになります。

パートの年収	夫の所得から配偶者控除が受けられる	パート収入に所得税がかからない
79万円以下	受けられる	かからない
79万円超	受けられない	かかる



児童手当は請求届をお忘れなく！

●受給資格

①児童手当は18歳未満の児童を3人以上養育しており、そのうち1人以上が中学校を卒業する前の児童であること。

②世帯の人数により、算定されている収入基準額未満のこと。

●支給額

3人以上の児童のうち出生順に数えて3人目以降の中学校卒業前の児童1人につき月額5,000円

(町民税の所得割が、かからない世帯は月額7,000円)

《例》18歳未満の児童のうち

1人目	2人目	3人目	4人目
14歳	8歳	4歳	1歳
↓	↓	↓	↓

1カ月
5,000円+5,000円=10,000円

1人目	2人目	3人目
10歳	7歳	4歳
↓	↓	↓

5,000円…1カ月 5,000円

1人目	2人目	3人目
5歳	2歳	なし…3人目がないので支給なし
↓	↓	↓

●その他

この他に母子世帯は扶養手当を18歳未満の児童全員に支給し、障害児の家庭は特別扶養手当などがあります。

●支給月

児童手当は、2月・6月・10月の3回に分けて、その月の前月までの4ヶ月分をまとめて支払いします。

●届出申請

児童手当等は届出の翌月分から支給されますが、受給者からの届出（申請）がなければ、受けられる月分の手当も受けられず、さかのばっての支給は出来ません。該当する方は自分の状況を確めてください。くわしくは児童手当係へ。

新春囲碁将棋カルタ大会のご案内

○将棋の部

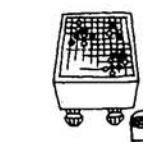
- Aグループ（高校生・一般）
- Bグループ（小・中学生）
- Cグループ（60歳以上）

○カルタの部

- 百人一首

○囲碁の部

- Aグループ（有段者クラス）
- Bグループ（無段者クラス）
- Cグループ（60歳以上）



日時…1月23日(日)

午前9時30分～

会場…小国町総合グランド他

※参加希望者は1月18日(火)までに教育委員会へお申込みください。(☎3111)

スキーレッスン・アルペンの歩くスキーリー



おしゃらせ

「小国四季」写真コンクール

上越新幹線開通を記念して実施されたいがた景勝100選に小国町森林公園が高位で選定されたことを記念して、「四季おりおりのふるさと小国の美」をテーマに下記要領により写真コンクールを行います。

春夏秋冬の森林公園の景観をはじめ、ふるさとの美再発見のためふるって応募ください。

●応募期間

昭和58年1月～10月（出点制限なし）
応募写真の提出

昭和58年10月20日～10月31日まで

●提出先

〒949-52 刈羽郡小国町法坂793
小国町観光協会事務局
(小国町役場産業開発課内)

●サイズ

カラー6ヶ月以上
(提出写真是フジカラーのこと)
作品は未発表のものに限る。

●賞

推せん…1点（賞状、賞金5万円、副賞フジカラー賞）



まず、水路について見るならば、町の南端関田、八石の両山脈の相迫るあたり、苔野島城と三桶城ががっちりとその喉元をおさえ、中流最も盆地の開けるあたり、大脇城、箕輪山城が眼下に川面をにらみ、下流の関門には、大沢、小坂、御館、中山の諸城が手を括げて立ち塞っているのである。一方陸路では前述の柏崎一安田一北条一広田一干谷沢一山宿一小千谷を結ぶ軍用道の備えとして、中山、小坂、御館、に加えて釜ヶ入城が築かれて、かつてこの道が軍用道であったことを如実に物語っている。同じく柏崎一鍋石一三桶一大貝一木落一十日町一関一湯沢一三国峠を結ぶこの一線はやはり苔野島城及び三桶城があさっている。以下、諏訪井から真人へ出る横根峠は諏訪井城が、法末を経て若狭方面へ抜ける道見峠は法末城が、また関田越えとして最も重要な小国峠は小国沢城および時水城が、そして中央部から小国峠へ出る新町峠は法坂城が、桐沢から小千谷城川へ出る桐沢峠を桐沢城と釜ヶ入城が、さらに七日町千谷

さわやか君
西村 宗



小国山城

山崎正治

② 小国の地理的条件 (その2)



森林公園から見た小国沢城（別名を小松城）

（つづく）

“大根漬け
萎びほどよく
厨かな”

竹部一郎（二本柳）

“お隣の
吊し大根
数えみる”

篠崎辰栄（諏訪井）



建設工事入札参加資格審査申請は早目に!!

毎年のことであります、町が執行する建設工事の入札参加資格審査申請の時期が迫っておりますので、事前に準備を進められるようお願いします。なお、提出にあたっては次の点にご留意ください。

記

- 1.受付期間……………2月1日から2月末日まで
- 2.提出先……………小国町役場総務課
- 3.申請書の様式……………新潟県様式に準ずる
- 4.有効期間……………1年間
- 5.留意事項

- (1)職員数（第5号様式）には、個人事業主及び労務者は除くこと。
- (2)技術職員数（第5号様式）は建設業法第7条による有資格者の数を記入すること。
- (3)経営事項審査申請書（第8号様式）には必ずしも、所轄土木事務所長の「提出済日附」を要すること。
- (4)添付書類=・建設業許可証明書・建設業退職金共済事業加入、履行証明願又は、未加入申立書・経営事項計算票
- *町内事業者は納税証明書の添付を省略します。
- (5)内容は正確を期すること。

こうほうでんごんばん

●日曜診療(毎午前9時～午後3時)

・1月9日(日)成人健康センター

(法坂)

・1月16日(日)上小国診療所(原)

(新町)

・1月30日(日)厚生連小国診療所

(新町)

・2月6日(日)厚生連小国診療所

(新町)

・2月13日(日)成人健康センター

(法坂)

●心配ご相談

毎週火曜日(午前10時～午後3時)

・延命荘(☎2027)

●母子健康相談

毎週木曜日(午前10時～午後3時)

・就改センター(☎3575)

●補聴器相談(毎月第2金曜日)

1月14日(金)午前10時～10時30分

・役場(☎3111)

1月の納税

*固定資産税……………第4期

*国民健康保険税……………第10期

*保育料……………1月分

*寄宿舎居住費……………1月分

として保存しましよう

印刷

小国町役場

火の用心
心で用心
目で用心

